

北空知衛生センター組合職員の職名に関する規則

平成31年3月11日

組合規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第172条第1項の規定による組合長の事務部局の職員（以下「職員」という。）の職名に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の職名)

第2条 職員の職名は、次に掲げるとおりとする。

事務局長、事務局次長、所長、主幹、副主幹、係長、主査、主任、主事、技師、主事補、技師補、事務補、技術補

(法令等による職名)

第3条 職員の職名について、法令等に特別の定めがあるもので、特に必要があると認められるものについて、前条の規定による職名のほかに別に職名をあわせて用いることができる。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。